

岩手県 妊産婦医療費助成事業コード一覧表（令和7年12月1日現在）

- ◎ この表は、岩手県の各市町村が実施する妊産婦医療費助成事業の市町村コード、事業コード、1レセプト当たりの受給者負担限度額をまとめたものです。
- ◎ 妊産婦医療費助成事業は、事業コードがグレー白抜きで表示されている範囲の全ての受給者が現物給付(※1)の対象となっています。
- ◎ 黒く塗りつぶされて事業コードの記載がない範囲は、現物給付の対象外ですが、窓口償還払い(※2)の対象となっている場合がありますので御注意ください。
- ◎ 連合会への提出締切日は、毎月10日(必着)です。なお、10日が土、日、祝祭日に当たる場合は、翌業務日の正午までとなります。

●県単独事業の実施内容(県基準) この範囲を超えて実施される事業は、市町村単独事業となります。

| | |
|-------|--|
| 対象者 | 妊娠5月に達する日の属する月の初日から、出産した日の属する月の翌月の末日までの間にある方 |
| 所得制限 | 児童扶養手当(一部支給)の所得制限限度額+80万円 |
| 受給者負担 | 1レセプト当たり入院5000円まで、入院外1500円まで(ただし、本人及び監護者が市町村民税非課税の場合は、受給者負担なし) |

岩手県国民健康保険団体連合会
〒020-0025
盛岡市大沢川原三丁目7番30号
担当：審査課 福祉・療養費係
TEL 019-623-4328
FAX 019-623-4340

受給者証番号 第 ○○-○○-○○○○○○-○ 号

↑ 市町村コード ↑ 事業コード ↑ 受給者ごとの任意の番号

| 市町村名 | 市町村コード | 事業コード | | 1レセプト当たりの受給者負担限度額 <small>(注)本人及び監護者が市町村民税非課税の場合は、受給者負担なし</small> |
|-------|--------|-------------------------|---------------------------|---|
| | | 県単独事業 (所得制限 県基準の範囲内) | 市町村単独事業 (所得制限 県基準の範囲外) | |
| 盛岡市 | 01 | 20 | 70 | 入院2500円 外来750円 |
| 宮古市 | 02 | 20 | 70 | 受給者負担なし |
| 大船渡市 | 03 | 20 | | 県基準通り |
| 奥州市 | 04 | 20 | 70 | 受給者負担なし |
| 花巻市 | 05 | 20 | 70 | 入院2500円 外来750円 |
| 北上市 | 06 | 20 | | 県基準通り |
| 久慈市 | 07 | 20 | | 県基準通り |
| 遠野市 | 08 | 20 | 70 | 【高校生まで】受給者負担なし【高校卒業以上】入院2500円 外来750円 |
| 一関市 | 09 | 20 | 70 | 受給者負担なし |
| 陸前高田市 | 10 | 20 | | 受給者負担なし |
| 釜石市 | 11 | 20 | 70 | 受給者負担なし |
| 二戸市 | 13 | 20 | | 【高校生まで】受給者負担なし【高校卒業以上】県基準通り |
| 八幡平市 | 17 | 20 | 70 | 県基準通り |
| 滝沢市 | 18 | 20 | 70 | 県基準通り |
| 零石町 | 14 | 20 | 70 | 県基準通り |
| 葛巻町 | 15 | 20 | 70 | 受給者負担なし |
| 岩手町 | 16 | 20 | 70 | 受給者負担なし |
| 紫波町 | 21 | 20 | 70 | 県基準通り |
| 矢巾町 | 22 | 20 | 70 | 入院2500円 外来750円 |
| 西和賀町 | 30 | 20 | 70 | 県基準通り |
| 金ヶ崎町 | 31 | 20 | 70 | 県基準通り |
| 平泉町 | 36 | 20 | 70 | 受給者負担なし |
| 住田町 | 43 | 20 | | 県基準通り |
| 大槌町 | 45 | 20 | | 県基準通り |
| 山田町 | 48 | 20 | 70 | 県基準通り |
| 岩泉町 | 49 | 20 | 70 | 受給者負担なし |
| 田野畠村 | 50 | 20 | 70 | 受給者負担なし |
| 普代村 | 51 | 20 | 70 | 県基準通り |
| 軽米町 | 54 | 20 | 70 | 受給者負担なし |
| 洋野町 | 55 | 20 | | 受給者負担なし |
| 野田村 | 56 | 20 | 70 | 受給者負担なし |
| 九戸村 | 59 | 20 | 70 | 受給者負担なし |
| 一戸町 | 62 | 20 | 70 | 県基準通り |

※1 現物給付とは、受給者等は医療機関等の窓口に医療費受給者証を提示することにより、受給者負担額までの支払い、一部負担金から受給者負担額を差し引いた額は、医療機関等が市町村に対して請求を行うことで、医療費の給付を行う方法をいいます。

※2 窓口償還払いとは、受給者等が市町村窓口へ直接領収書等を提出することにより医療費の給付を行う方法をいいます。